

子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育等の「質の向上」に関する意見書の提出について

子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育等の「質の向上」に関する意見書を次のとおり提出する。

平成26年5月30日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか53名
自民党市議団，民主・都みらい，
公明党市議団，京都党市議団，
無所属（清水），無所属（徳川）

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣，
内閣府特命担当大臣（少子化対策） 宛て

京都市会議長 名

子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育等の
「質の向上」に関する意見書

平成27年度から本格施行予定の「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大、幼児教育・保育の質の向上及び地域の子ども・子育て支援の充実を図るものである。

とりわけ、喫緊の課題である待機児童の解消に向けての保育の「量的拡大」と職員の処遇や配置基準等の改善を図る「質の向上」については、車の両輪として一体的に取り組んでいくこととなっている。

近年、保育所においては、入所児童の受入れ拡大のための保育士の確保が課題となっており、保育士の確保及び定着に寄与する「質の向上」に多くの関係団体が大きな期待を寄せているところである。

しかしながら、平成29年度には年間約1兆1,000億円の財源が必要と言われる新制度については、消費税増収分から充てられる約7,000億円以外の約4,000億円の財源確保の目途が立たないため、国は、職員の処遇や配置基準といった「質の向上」に係る関連予算を一部先送りすることを検討されている。

よって国におかれては、子どもたちの成長の場としてふさわしい保育環境の確保、新制度への円滑な移行を図るため、新制度に必要となる約1兆1,000億円の財源を確保するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。